

社会福祉法人姫路市社会福祉協議会  
役員・評議員の報酬及び費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人姫路市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の役員・評議員の報酬及び費用弁償等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 常勤の役員には、報酬及び通勤手当を支給する。ただし、事務局員が兼務の場合は報酬及び通勤手当を支給しない。

2 勤務日の定めのある非常勤役員には、報酬及び通勤手当を支給する。

3 前2項に定める報酬は、別表に定める額の範囲内で、理事会が決定する。

4 第2項に規定する非常勤役員を除く非常勤役員及び評議員には、執務1回につき報酬として、6,000円を支給する。ただし、公認会計士又は税理士資格を有する監事が、会計処理、計算書類及び帳簿等を監査する場合には、1日につき60,000円を支給する。

5 第1項及び第2項の規定による報酬及び通勤手当の支給方法については、協議会職員給与規程の例に準じて支給する。

(退任慰労金)

第2条の2 役員及び評議員が、就任してから2年を超えて退任するときには、退任慰労金として、10,000円を支給する。

(報酬等の調整)

第3条 前2条の規定にかかわらず、姫路市の一般職の職員である役員及び評議員には、報酬、通勤手当及び退任慰労金は支給しない。

(費用弁償等)

第4条 役員及び評議員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として協議会旅費規程により旅費を支給する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

改正後の規定は、平成29年6月27日から施行する。

附 則

改正後の規定は、平成30年6月21日から施行する。

附 則

改正後の規定は、平成31年3月28日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

改正後の規定は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

役職名	年 額
理事長	6,780,000円
副理事長	5,280,000円
常務理事	4,800,000円